

前項に当てる。

2 この章の規定は、政府関連については適用しない。投資者である自然人の移動については、次条の規定により規律する。この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七〇条(利益の否認)

この章の規定による利益を否認することは、(a) サージが第三国利益を否認するからその領域内で提供されたことを証明する場合における当該サービスの提供、

(b) 海上運送サービスの提供に關し、(i)の者が(1)の場合における当該サービスの提供、

(ii) 船舶の運航し又はその全体もしくは一部を利用する第三国、

(c) 法人であるサービ提供者が第五八条(1)に定める他方の締約国のサービ提供者であり、(a)に定めるサービ提供者とはみなされないが第六二条の規定により利益を与えられるものがある場合に当該サービ提供者であることを証明する場合における当該サービスの提供

第八章 投資

第七一条(第八節の適用範囲) この章の規定は、次に規定するものに関する措置であつて締約国が採用し又は維持するものとして適用する。

(a) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資者、

(b) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資者が投資する財産

第七二条(特定措置の投資家の禁止) いずれの締約国も、自国の領域内において、他方の締約国の投資者が投資する財産を取得、並其經營、維持、維持使用し又は所有を行つたための条件として、次の要求を課し又は強制し得ない。

(a) 一定の水準又は割合の物品をサービスの輸出に一定の水準内において生産された物品若しくは提供されたサービスの購入若しくは利用又は自国の領域内の自然人若しくは法人からの物品若しくはサービスの購入、

(b) 輸入数量又は価額、輸出数量若しくは価額と又は当該投資財産に連する外国為替の流入の量と関連付けること、

(c) 当該投資財産による生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域内における販売を輸出数量若しくは価額と又は外国為替取入と関連付けることにより制限すること、

(d) 自然資源、製造技術その他の財産的知識を自国の場合を除く、

(e) 当該要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は裁判当局によって課され又は強制される場合

2 この章の規定は、政府関連については適用しない。投資者である自然人の移動については、次条の規定により規律する。この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七二条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七四条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七五条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七六条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七七条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七八条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七九条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八〇条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八一条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八二条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八三条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八四条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八五条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八六条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八七条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八八条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第八九条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第九〇条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

(c) 投資者とは、投資を行おうとして、行つておる又は既に行った者という。

(d) 締約国の自然人は企業をいう。

(e) 締約国の締約国とは、他方の締約国の自然人又は締約国をいう。

(f) 締約国の締約国とは、他方の締約国の領域内に居住しているかどうかを問はず、当該締約国の締約国の法律の下で次の要件を満たす自然人をいう。

(g) 日本国については、日本国民であること、

(h) シンガポールについては、シンガポールの国民であること又は日本国に永住する権利を有すること。

(i) 企業とは、営利目的であるか否か、また、民間が所有する若しくは支配しているか又は政府が所有する若しくは支配しているかを問はず、開国の法律に基づいて適正に設立され又は組織する法人その他の団体、個人、信託、組合、合弁企業、個人企業、団体、組織、会社及び支店を含むをいう。

(ii) 他方の締約国の企業とは、当該他方の締約国の関係の法律に基づいて適正に設立され又は組織された企業をいい、第三国の者により所有又は支配されている者がいるかどうかを問はず、当該他方の締約国において実質的な業務に従事してないものを除く。

(iii) 締約国の者とは、所有されるとして、第三国の受託者である五〇パーセントを超え持分を受ける者がいない場合をいう。

(iv) 締約国の者とは、所有と支配とをいふ。

(v) 締約国の者が当該企業の役員、取締役を指名し又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

第七三二条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三三条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三四条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三五条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三六条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三七条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三八条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七三九条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

第七四〇条(無関係の章における用語) この章の規定は、適用の範囲を第71条第1項第1号において定める。

取用の日の市場における為替相場により、関係の投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金に規定する自由取崩しの通貨と自由に交換することができるものとする。

5 (b) 取用の影響を受ける投資家は、この条に定める原則に従うため、取用を行う締約国の裁判所に裁判を受け又はその行政機関に対して申立をする権利を有する。

第七(七)条(債権の買戻し)工業用地の買戻しに付する一方の締約国の政府の機関は、他方の締約国の投資家の有する土地賃借権を買い戻す場合には、(a)当該土地賃借権の存続期間に対する価額、(b)当該投資家が当該一方の締約国の領域内の代替資産の契約から生ずる合理的な移転費用、(c)当該投資家が当該一方の締約国の領域内の代替資産(争いから生ずる)を他の締約国に買戻し又は革命、暴動及び内戦その他の緊急事態に遭った一方の締約国の領域内にある投資財産に対して損失回復損害賠償を補償する他の方法に不利で、当該締約国が自国の締約国に投資家に対して適用する手続の範囲を維持し又は増大させるための当初の交換に換えて行われる支払については、実際がであるとする。

第八〇(条)の移転 1 各締約国は、自国の領域内へ向け又はその領域からすべての支払その他の資金の移転であつて、自国の領域内にある他方の締約国からの投資家の投資財産に關するものが、遅滞なくかつ自由に行われることを認める。資金の移転は、次のもの移転を含む。

(a) 投資財産を維持し又は増大させるための当初の

及び追加的資金

(b) 利益、資本生息、配当、使用料、利子その他投資財産から生ずる収益

(c) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入

(d) 返還金の他契約に基づいて行われ支払であつて、投資財産の領域内にある投資財産に關連した活動に從事する一方の締約国の投資家の得た及び前条の規定に従つて行われ支払

(e) 第七(八)条の規定によつて紛争の処理が生ずる支拂

(f) 第七(九)条の規定によつて行われ支払

2 各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能な限りより締約国の市場内において為替相場で行われることを認める。

3 1及び2の規定にかかわらず、各締約国は、次の事項に關する場合には、資金の移転を無差別かつ善意の適用が可能な限り認められる。

(a) 破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b) 証券の発行、交換又は償還

(c) 裁判手続における命令又は判決の履行の確保

(d) 社会保障及び公的年金計画から生ずる投資家の義務

第八一(条)代位 1 一方の締約国の投資家は、指定する機関が当該一方の締約国の投資家に対し、他方の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産から生ずる又は關する損害を、自ら補償する契約を保証し又はは保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、次のことを行う。

(a) 請求の当該一方の締約国は、当該投資家の権利又は権限の承認を承諾すること。

(b) 当該一方の締約国は、その指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権行使する権利を有するに同意する。

2 権利又は請求権の譲渡に基づき行われる支払であつて、一方の締約国にその指定する機関の支払するものについては、第七(七)条から5まで及び前二条の規定を適用する。

第八二(条)一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決 1 この章の規定の適用上、投資家とは、一方の締約国の締約国の投資家との間の紛争であつて、他方の締約国の投資家の権利が侵害され、この章の規定に基づき又はこの章の規定によつて行われ支払を理由とし又はこの章の規定によつて行われ支払が生じたものとする。

2 投資紛争が生じた場合には、当該投資紛争は、可能を限り、当該投資紛争の当事者間の友好な協議により解決する。

3 投資紛争が生じた日から五箇月以内の協議の要請の要請がない場合であつて、当該投資家が解決のため当該投資紛争を(1)行政的又は司法的解決及び(2)あらかじめ合意した適用可能な紛争解決手続のいずれかに付託しなかつたときは、当該投資家は、次のいずれかの手続を利用することができる。

(a) 附屬V.C.に規定する手続に従つて仲裁裁判所の設置を要請し、当該投資紛争をその裁に付託すること。

(b) 一九六五年三月二十八日にシント・ピントで作成された他方の締約国の国民とシントの投資紛争の解決に關する条約(以下この章において「ICSID条約」とする)が、両締約国の間において、ICSID条約の適用に關する規定に有利な効力を有する場合は、又は、ICSID条約の規定により示された仲裁に付託された場合は、当該投資家は、次の(1)から(4)までのいずれかの救済措置により、当該裁定を履行することができる。

(1) 金銭上の補償に損失又は損害が生じた時点から支払が行われる時点まで、利子を含む。

(2) 原状回復。

(3) 金銭上の補償と原状回復との組合せ。

ただし、当該一方の締約国は、(a)及び(2)の規定に従つて、この条を条件とする。

(4) 裁定の日(後三〇日以内)に当該投資家に対し、(1)から(3)までのいずれかの措置により当該裁定を実施するの意思を有する旨を通知すること。

あつては投資紛争解決国際センター(以下この章において「ICSID」とする)に係属し、付託する制度に關する規則に基づき、停争又は追加に付託すること。

(c) 一九七四年四月二十八日に国際連合国際取引法委員会により採択され、国際連合国際取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁が当該投資家を付託すること。

4 各締約国は、投資紛争をこの条の規定に従つて3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することについて、ここに同意を与へた。ただし、次のことを条件とする。

(a) 当該投資家がその主張する損失又は損害が生じたことを知つた日から三年が経過していないこと

(b) 当該投資家が、当該投資紛争の発生後、当該投資家に對し、ICSID条約の規定に従つて申立てを求めたときは、調停が次のことを行うことを求めること。

(1) 当該締約国及び当該投資家に対し、それぞれ、ICSID条約第三八条又は第五六(条)の規定に従つて任命された仲裁人又は仲裁員が、付託された争いについて、ICSID理事会議長が、付託された争い又は第一八(条)第五(条)の規定に従つて任命された仲裁人又は仲裁員を任命すること

(ii) (1)の規定により当該締約国の争ひ者(当該投資家又はその双方が排除した国籍の争ひ者)と仲裁人とし任命された仲裁人が、4に規定する条件が満たされなければならない場合には、4に規定する条件が満たされていない場合には、4の規定によるICSIDにこの争ひ者の同意は与へられないとする。この場合において、3に規定する手続のうちICSIDによつて仲裁以外

解決手続のいずれかの適用が可能が妨げられること

7 3及び4の規定は、第三国の者が所有し又は支配する一方の締約国の企業である投資家が他方の締約国の領域内における投資財産について投資する権利を有する場合には、その投資財産が当該他方の締約国の領域内において既に設立され、取得され又は拡張されるときに限り適用する。

8 3の規定に従つて投資紛争を付しようとする投資者である締約国に対し、付託の申請が行われる當事者である締約国に対し、付託の申請が行われる當事者による、次の事項に書面によりその旨の通報を行う。通報には、次の事項を明記する。

(a) 問題となる当該締約国の特許の住所並びに問題の所在を明確にする上十分の事実及び法的根拠の簡潔な要約(この章のいずれの規定に基づいて違反があつたとされるか)についての決定を含むこと。

(c) 3(a)から(c)までに規定する紛争解決手続のうち一方の締約国の投資家が3の規定により投資紛争を付託し、当該紛争を適用する締約国第四(条)又は第八(条)を適用する場合において、当該締約国又は当該投資家の請求があるときは、係争の特許の資金上事項に關する必要な知見を有する仲裁人が任命されるものとす。

(d) 裁定に、次のものを含める。

10 (a) 他方の締約国の投資家及びその投資財産について、一方の締約国の請求されかつが關する権利

(ii) 権利侵害がある場合には、その救済措置

(b) 当該争いにおける裁定、(c)及び(d)の規定で用いられる場合を除くほか、最終的かつ最終的な当該締約国及び当該投資家を拘束する。

(c) 他方の締約国の投資家及びその投資財産についてこの章の規定に基づき与えられた権利が一方の締約国の規定に違反する旨の裁定がある場合には、当該一方の締約国は、次の(1)から(4)までのいずれかの救済措置により、当該裁定を履行することができる。

(1) 金銭上の補償に損失又は損害が生じた時点から支払が行われる時点まで、利子を含む。

(2) 原状回復。

(3) 金銭上の補償と原状回復との組合せ。

ただし、当該一方の締約国は、(a)及び(2)の規定に従つて、この条を条件とする。

(4) 裁定の日(後三〇日以内)に当該投資家に対し、(1)から(3)までのいずれかの措置により当該裁定を実施するの意思を有する旨を通知すること。

(d) (1)又は(2)のいずれかの措置により当該裁定を実施するに同意する場合には、当該一方の締約国及び当該投資家がその金銭上の補償額を決定すること。

(ii) 当該締約国及び当該投資家は、裁定の日の後六〇(日)以内に合意する資金の補償額について合意し、この合意に違反する場合には、その裁定を行つた仲裁裁判所に行方求めることとする。この規定に従つて行われ支払を理由とし又はこの章の規定によつて行われ支払が生じたものとする。

11 (a) 他方の締約国の投資家及びその投資財産について、一方の締約国の請求されかつが關する権利

(ii) 権利侵害がある場合には、その救済措置

(b) 当該争いにおける裁定、(c)及び(d)の規定で用いられる場合を除くほか、最終的かつ最終的な当該締約国及び当該投資家を拘束する。